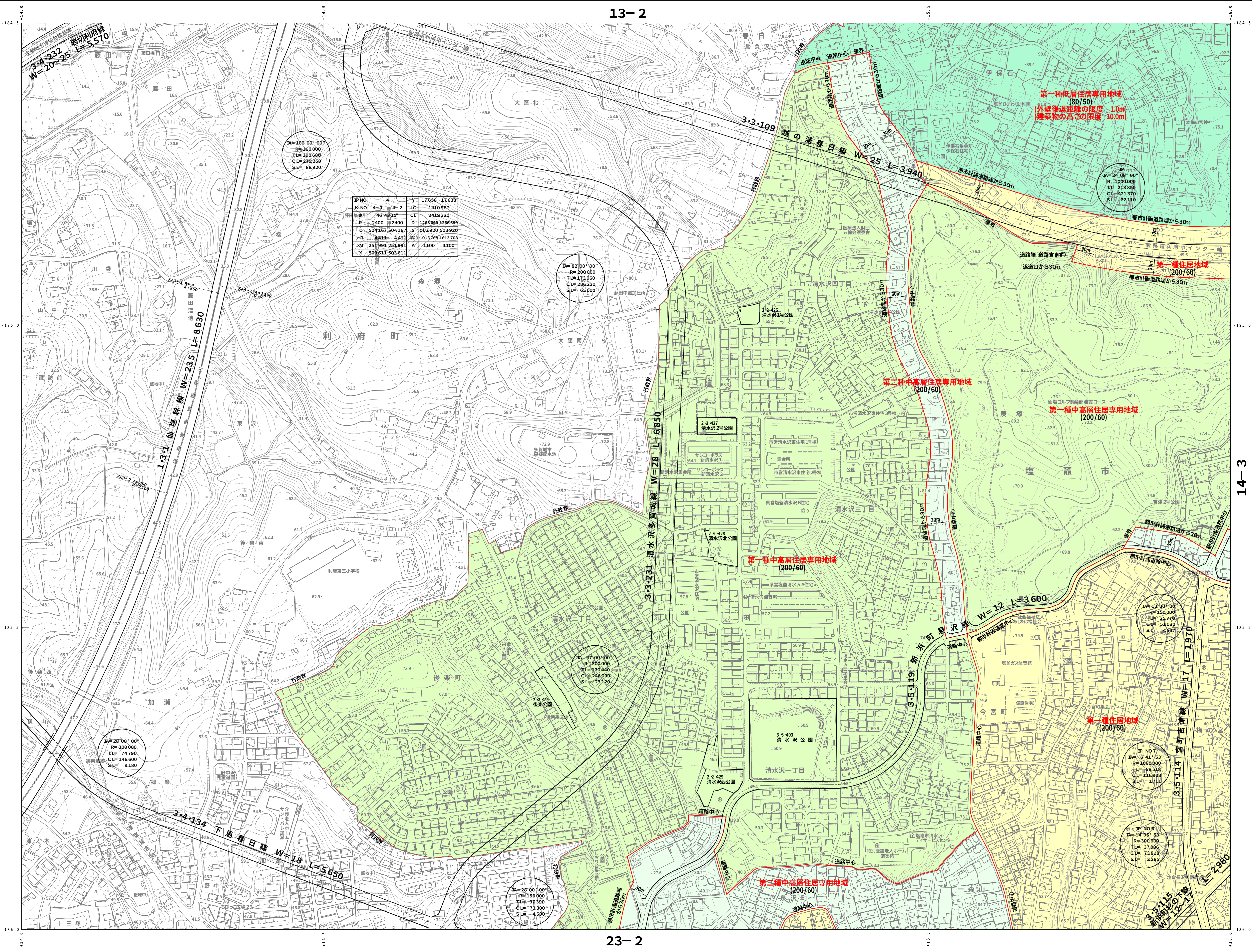




	1 3 - 2	1 4 - 1
		1 4 - 3
	2 3 - 2	2 4 - 1

凡 例

- 第一種低層住居専用地域 (80/50)
(外壁後退距離の限度 1.0m)
(建築物の高さの限度10.0m)
- 第二種低層住居専用地域 (150/60)
- 第一種中高層住居専用地域 (200/60)
- 第二種中高層住居専用地域 (200/60)
- 第一種住居地域 (200/60)
- 第二種住居地域 (200/60)
- 近隣商業地域 (300/80)
- 商業地域 (400/80)
- 商業地域 (500/80)
- 準工業地域 (200/60)
- 工業地域 (200/60)

市街化調整区域内の建築形態規制値

容積率 (%)	200	
建ぺい率 (%)	70	0. 4
道路高さ間地高さ制限制限	1. 5	1. 25

平成16年2月25日塩竈市告示第12号]
平成16年4月1日施行]